

消防法施行規則等の一部を改正する省令等について

平成 30 年 6 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の施行等に伴い、及び関係法令の規定に基づき、所要の改正を行うものである。

【改正理由】

- ① 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年 3 月 15 日に開始されることが決定された（住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号））。また、旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 m²以上とするよう緩和されるとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号）において複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取り扱いについて示された。

これらに伴い、共同住宅の一部が、旅館・ホテル等（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一（5）項イに掲げる用途をいう。以下同じ。）の用途に供されることが想定され、今後そうした防火対象物が増加することが想定されることから、こうした施設における消防用設備等の設置基準を合理化する等の改正を行う。

- ② この他、関係規定について所要の改正を行う。

【内容】

1. 消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号）の一部改正関係

（1）スプリンクラー設備の設置基準の見直し

11 階建て以上の共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用することで、令別表第一（16）項イ（消防法施行規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下同じ。）に位置づけられることとなる結果、10 階以下の階の部分にもスプリンクラー設備の設置が義務付けられるが、当該部分のスプリンクラー設備の設置を免除する条件を新たに規定する。なお、免除する条件については、令別表第一（5）項イと（5）項ロは、家具調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の可燃物、入所者数等がほぼ同様であるとは言えないため、消防法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号に規定する条件より厳しい構造等を求めることとしている（別添「区画による免除条件比較表」参照）。

（2）誘導灯の設置基準の見直し

共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用することで、令別表第一（16）項イに位置づけられることとなる結果、当該防火対象物全体に誘導灯の設置が義務付けられるが、10 階以下の階の誘導灯の設置を免除する条件を新たに規定する。なお、免除す

る条件については、スプリンクラー設備と同様の理由により、消防法施行規則第 28 の 2 第 1 項第 4 号に規定する条件より厳しい構造等を求めることとしている（別添「区画による免除条件比較表」参照）。

(3) その他

この他、関係規定について所要の改正を行う。

2. 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）の一部改正関係

(1) 対象となる施設の追加

令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができる施設として、新たに共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用する防火対象物を加える。なお、当該省令に基づき求められる区画等については、従来より消防法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号や消防法施行規則第 28 の 2 第 1 項第 4 号に規定する条件よりも厳しい構造等を求めており、今回の 5 項イと 5 項ロとの関係においても成り立つものと考えられる。

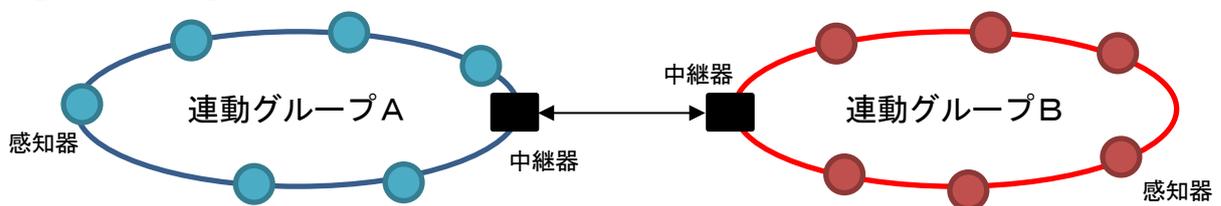
(2) その他

この他、関係規定について所要の改正を行う。

3. 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）の一部改正関係

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設に、500 m²未満の共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用する防火対象物（旅館・ホテル等の部分が 300 m²未満のものに限る。）を加える。なお、特定小規模施設用自動火災報知設備については、連動して警報を鳴動することができる感知器の個数に制限があったことから、これまで 300 m²以上のものには特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機を設けないものに限る。）を設置することが事実上困難であった。今般、下図のとおり連動グループ間で情報を伝達することができる中継器が新たに開発されたことから、設置可能範囲の拡大を行うこととしたものである。

【イメージ図】



4. その他

関係法令の規定の整備を行う。

【施行期日】

公布の日